

手続きはお早めに

年末年始の業務案内

市役所の一般業務は、12月29日 から1月3日 まで休みになります。このため、休みの前後は市役所窓口がたいへん混み合います。届出や証明書の交付・納税などは、早めに済ませましょう。

年末年始業務日程表

は業務実施、■はお休みです。

	平成18年12月						平成19年1月					
	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6
市役所	市民課関係 ・証明書の発行業務・住所異動（転入、転出届など）の受付などは行っていません。なお、31日の日曜開庁（本庁のみ）は、お休みです。 ・出生・婚姻・死亡届などの戸籍の届出は、市役所では本庁舎東側夜間休日受付窓口（終日）で、総合支所では、市民課窓口（午前8時30分～午後5時15分）で受け付けています。											
児童センター	■											
保健センター	■											
休日急患診療所	診療時間 午前9時～午後4時 診療科目 内科、小児科（健康保険証をお持ちください。）											
ごみの収集	ごみ収集休止期間中は、各家庭で保管をお願いします。 ・資源ごみ分別収集 1月2日の収集区域（宮本町・泉町・上町・仲町・照若町・本町・南本町）の収集は、9日に延期します。その他の区域は、収集日の変更はありません。 ・粗大ごみリクエスト収集 以下の日程が年内の最終申込になります。 児玉地域 申込締切 12月19日 回収日 22日 本庄地域 申込締切 12月22日 回収日 27日											
ごみの自己搬入	小山川クリーンセンター（22-8200）の受付時間は、午前8時40分から正午、午後1時から4時30分までです。											
し尿くみ取り 浄化槽清掃	詳しいお問い合わせは、直接業者へ。児玉地域は、12月9日 までに業者へお願いします。											
図書館	■											
体育施設	■											
循環バス(本庄)	■											
循環バス(児玉)	1月8日 までお休みになります。											

1 市役所は、市役所本庁舎・児玉総合支所を表示 2 児童センターは、前原・日の出児童センターを表示 3 保健センターは、本庄市保健センター・児玉保健センターを表示 4 休日急患診療所は、本庄市保健センター内です。 5 図書館は、本館・児玉分館を表示 6 体育施設は、シルクドーム・市民体育館・エコピア・児玉体育館・武道館・弓道場ほかを表示 7 循環バス(本庄)は、本庄地域市内循環バス、循環バス(児玉)は、児玉地域市内循環バスを表示

27日 12月の市税夜間収納窓口は、
 27日に実施します。
 *お問い合わせは左記へ
 収納課 1120、総合支所事務課 姫1331
 (内線323)
 介護いきがい課 171
 9、総合支所健康福祉課 姫1331 (内線312)

業務内容	開設窓口
市税の収納・相談	収納課
介護保険料の納付・介護保険についての相談	介護いきがい課・健康福祉課

12月16日・17日
 休日収納窓口を開設します
 市では市税・介護保険料の納付および相談をお受けするため、次のとおり休日収納窓口を開設します。
 日時 12月16日・17日
 午前8時30分～午後5時15分
 場所 市役所・総合支所
 市役所へ来庁の際は、庁舎東側の夜間休日受付通用口を、総合支所へ来庁の際は、正面玄関をご利用ください。

介護保険料について

介護保険を支える大切な財源です

介護保険は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていく制度です。

みなさんに納めていただく介護保険料はこの制度を支える大切な財源となっており、40歳以上のみなさんから、介護サービスの利用の有無にかかわらず介護保険料を納めていただいています。

保険料の金額は世帯の課税状況・本人の所得状況などにより、6段階に分かれます。(別表参照)

第1号被保険者(65歳になつた人、他市町村から転入した65歳以上の人)
 普通徴収の人
 第1号被保険者となつた年度の保険料は、その月の分より納入通知書による普通徴収(現金納付)で、納めていただきます。納付には口座振替が便利です。ご希望の方は、利用されている金融機関で手続きを行ってください。

特別徴収の人

原則として、第1号被保険者となつた翌年度から、年額18万円以上の老齢・退職・遺族・障害者年金を受給されている人の保険料は、特別徴収(年金天引き)で納めていただきます。

ただし、特別徴収に切り替わる年度においては、年額の一部を普通徴収(現金納付)で納めていただく場合がありますので、この場合には、納入通知書を送付してお知らせします。

第2号被保険者(40歳～64歳の人)

各医療保険料(税)に含まれ、納めていただきます。金額や納付方法は医療保険ごとに異なりますので、ご自身が加入する医療保険にて確認してください。

介護いきがい課 17
 9



別表(平成18年度～20年度 基準額=第4段階 39,600円)

所得段階	所得段階判別の所得等基準	年額
第1段階	生活保護受給の人および非課税世帯で老齢福祉年金受給の人	19,800円
第2段階	市民税非課税世帯で前年所得額+課税年金収入額が80万円以下の人	19,800円
第3段階	市民税非課税世帯で所得額等が第2段階以上の人	29,700円
第4段階	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税の人	39,600円
第5段階	本人が市民税課税で、200万円未満の所得の人	49,500円
第6段階	本人が市民税課税で、200万円以上の所得の人	59,400円

* 税制改正の影響を受けている人は、年額が異なる場合があります。

「育英資金貸付制度」「入学準備金貸付制度」のご案内

本市育英資金貸付制度
 本市育英資金貸付制度は、本市に育英資金貸付制度の趣意があり、経済的な理由で高校、大学などへの就学が困難な人を援助するため、「育英資金貸付制度」を設けています。また在学中でも利用できます。

本市入学準備金貸付制度
 本市に入学準備金貸付制度の趣意があり、経済的な理由で高校、大学などに入学を希望する人の保護者で、入学資金の準備が困難な人に対して入学準備金の貸付申し込みを受け付けます。

期間は、随時(現在中学3年生の人は平成19年1月31日までに在籍校へ申請書を提出)です。

貸付金 高校等月額1万5千円以内、大学等月額3万円以内

貸付要件 市内に1年以上居住 所得が基準以内 市税完納 連帯保証人が1人以上

返済方法 貸付終了後6か月後から分割返済

返済方法 貸付した6か月後から、分割返済

* お問い合わせは左記へ
 学校教育課 1149、
 児玉教育課 1331
 (内線241)

年末年始の交通事故防止運動を実施
 12月15日から平成19年1月3日まで、年末年始の交通事故防止運動を実施します。飲酒の機会が多くなります。飲酒運転は絶対にやめましょう。

本市重点目標
 交差点における交通事故防止

埼玉県統一目標
 飲酒運転の根絶と脇見運転の防止
 子どもと高齢者の交通事故防止
 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

まちづくり課 1118、総合支所総務課 1331 (内線215)